	労働保険	<b>拿</b> 客組合
設立	労働保険事務組合としての業務を行なおうとするときは、厚生労働大臣の認可(都道府県労働局長に権限委任)を受けなければならない。	
認可の基準	①団体等が法人であるか否かは問わないが、法人でない団体等にあっては、代表者の定めがあることのほか、団体等の事業内容、構成員の範囲、その他団体等の組織、運営方法等が定款等において明確に 定められ、団体性が明確であること。 ②労働保険事務の委託を予定している事業主が30以上あること。 ③団体等として本来の事業目的をもって活動し、その運営実績が2年以上あること。 ④団体等は相当の財産を有し、労働保険事務組合の責任を負うことができるものであること。 ⑤労働保険事務を確実に行う能力を有する者を配置し、労働保険事務を適切に処理できるような事務処理体制が確立されていること。等	
認可の申請	認可を受けようとする事業主の団体又はその連合団体は、労働保険事務組合認可申請書をその主たる事務所の所在地を管轄する <mark>都道府県労働局長</mark> に提出しなければならない。	
委託事業主 の範囲	①使用する労働者数が、常時300人(金融業若しくは保険業、不動産業又は小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人)以下の事業主であること。 ②次のa又はbのいずれかに該当する事業主であること。 a. 労働保険事務組合の団体の構成員又は連合団体を構成する団体の構成員である事業主 b. a以外の事業主であって、労働保険事務の処理を当該事業主の団体又はその連合団体に委託することが必要であると認められるもの	
委託範囲	労働保険事務組合に委託できる労働保険事務	労働保険事務組合に委託できない労働保険事務
	①概算保険料、確定保険料その他労働保険料及びこれに係る <mark>徴収金</mark> の申告、納付 ② <mark>雇用保険の被保険者に関する届出等</mark> に関する手続 ③保険関係成立届、労災保険又は雇用保険の任意加入申請書、雇用保険の事業所設置届等の提出に 関する手続	①印紙保険料に関する手続 ②労災保険の保険給付及び特別支給金に関する請求書等に係る事務手続及びその代行 ③雇用保険の給付に関する請求書等に係る事務手続及びその代行 ④雇用保険二事業に係る事務手続及びその代行
	<ul><li>④労災保険の特別加入申請、変更届、脱退申請等に関する手続</li><li>⑤労働保険事務処理の委託、委託解除に関する手続</li><li>⑥その他労働保険の適用徴収に係る申請、届出、報告等に関する手続</li><li>⑦石綿健康被害救済法に係る一般拠出金の申告納付等</li></ul>	
委託等の届出	⑤労働保険事務処理の委託、委託解除に関する手続 ⑥その他労働保険の適用徴収に係る申請、届出、報告等に関する手続	「届を、その主たる事務所の所在地を管轄する <mark>都道府県労働局長</mark> に提出しなければならない。
委託等の届出変更の届出	⑤労働保険事務処理の委託、委託解除に関する手続 ⑥その他労働保険の適用徴収に係る申請、届出、報告等に関する手続 ⑦石綿健康被害救済法に係る一般拠出金の申告納付等	
	⑤労働保険事務処理の委託、委託解除に関する手続 ⑥その他労働保険の適用徴収に係る申請、届出、報告等に関する手続 ⑦石綿健康被害救済法に係る一般拠出金の申告納付等 労働保険事務組合は、労働保険事務の処理の委託があったときは、遅滞なく、労働保険事務等処理委託 労働保険事務組合は、労働保険事務組合認可申請書等に記載された事項に変更を生じた場合には、そ	の変更があった日の翌日から起算して14日以内に、その旨を記載した届書をその主たる事務所の所在地 なければならない。

労働保険事務組 合に対する通知 等	政府は、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託した事業主に対してすべき労働保険関係法令の規定による <mark>労働保険料の納入の告知その他の通知及び還付金の還付</mark> については、これを労働保険事  務組合に対してすることができる。この場合において、労働保険事務組合に対してした労働保険料の納入の告知その他の通知及び還付金の還付は、当該事業主に対してしたものとみなす。 
労働保険事務組 合の責任等	①労働保険事務処理の委託に基づき、事業主が労働保険関係法令の規定による労働保険料その他の徴収金の納付のため、金銭を労働保険事務組合に交付したときは、その金額の限度で、労働保険事務組合は、政府に対して当該 <mark>徴収金の納付の責めに任ずる</mark> ものとする。 ②労働保険関係法令の規定により政府が追徴金又は延滞金を徴収する場合において、その徴収について労働保険事務組合の責めに帰すべき理由があるときは、その限度で、労働保険事務組合は、政府に対して当該 <mark>徴収金の納付の責めに任ずる</mark> ものとする。 ③政府は、①又は②の規定により労働保険事務組合が納付すべき徴収金については、当該労働保険事務組合に対して滞納処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合に限り、その残余の額を当該事業主から徴収することができる。 ④偽りその他不正の行為により、労災保険の保険給付又は雇用保険の失業等給付を受けた者がある場合には、政府は、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。この場合において、労働保険事務組合が虚偽の報告又は証明をしたためその保険給付が行なわれたものであるときは、政府は、その労働保険事務組合に対し、保険給付を受けた者と連帯してその徴収金を納付すべきことを命ずることができる。
帳簿の備付け	<ul> <li>・労働保険事務組合は、その処理する労働保険事務に関する事項を記載した<mark>帳簿</mark>を事務所に備えておかなければならない。</li> <li>・労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であった団体は、労働保険徴収法又はこの省令による書類を、その完結の日から3年間(雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿にあっては、4年間)保存しなければならない。</li> </ul>
	政府は、当分の間、事業主からの委託に基づき労働保険事務組合が納付すべき労働保険料が <mark>督促することなく完納さ</mark> れたとき、その他その納付の状況が <mark>著しく良好</mark> であると認めるときは、当該労働保険事務組合に対して、予算の範囲内で、 <mark>報奨金</mark> を交付することができる。
報奨金の 交付要件	次の①~③に該当する場合、労働保険事務組合に対して報奨金が交付される。 ①7月10日において、前年度の労働保険料等であって、常時15人以下の労働者を使用する事業の事業主の委託に係るものにつき、その確定保険料の額(労働保険料に係る追徴金又は延滞金を納付すべき場合にあっては、確定保険料の額と当該追徴金又は延滞金の額との合計額の100分の95以上の額が納付されていること。ただし、同日において当該確定保険料の額の合計額の100分の95以上の額が納付されていないことが天災その他やむを得ない理由によるものであるときは、同日後の日で厚生労働大臣が定める日までに当該確定保険料の額の合計額の100分の95以上の額が納付されていること。②前年度の労働保険料等について、国税滞納処分の例による処分を受けたことがないこと。 ③偽りその他不正の行為により、前年度の労働保険料等の徴収を免れ、又はその還付を受けたことがないこと。
報奨金の額	・労働保険料に係る報奨金の額は、労働保険事務組合ごとに、1,000万円又は常時15人以下の労働者を使用する事業の事業主の委託を受けて納付した前年度の労働保険料(督促を受けて納付した労働保険料を除く。)の額(その額が確定保険料の額を超えるときは、当該確定保険料の額)に100分の2を乗じて得た額に厚生労働省令で定める額を加えた額のいずれか低い額以内とする。 ・一般拠出金に係る報奨金の額は、労働保険事務組合ごとに、前年度に常時15人以下の労働者を使用する事業の事業主の委託を受けて納付したその年度の一般拠出金(督促を受けて納付した一般拠出金を除く。)の額(その額が一般拠出金の確定額を超えるときは、当該一般拠出金の確定額)に100分の3.5を乗じて得た額以内とする。
交付申請	労働保険事務組合は、報奨金の交付を受けようとするときは、労働保険事務組合報奨金交付申請書を10月15日までにその主たる事務所の所在地を管轄する <mark>都道府県労働局長</mark> に提出しなければならない。